

平成20年度 中古商品自動車の自動車税減免申請について

- 1 減免を受けられる方は、次の要件が必要です。
 - (1) 申請期限(平成20年4月1日(火)から6月2日(月))までに減免申請書を提出すること。
* 郵送でも受け付けております。この場合、申請期限までの郵便局の消印のあるものに限りです。
 - (2) 自動車について古物商の営業許可を受けていること。
 - (3) 納期限(平成20年6月2日(月))までに、所有しているすべての自動車(自社使用者等の減免申請車以外の自動車を含む。)に係る自動車税(延滞金を含む。)の滞納をしていないこと及び当該年度内について納付していること。
(注:4月、5月廃車等の自動車についても、納期限までに月割税額または年税額が納付されていること。)
* 納期限内に納付がされていない自動車が1台でもあった場合には、すべての減免申請自動車について減免が不許可となりますので、ご注意をお願いいたします。
 - (4) 申請期限までに、都税に関して、罰金以上の刑に処せられたり、国税犯則取締法により通告処分を受けた方は、それらの刑の執行が終わり若しくは執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること。
 - (5) 申請期限までに都税について滞納処分を受けたことのある方は、滞納処分の日から2年を経過していること。
 - (6) 賦課期日(平成20年4月1日)現在、自動車登録ファイルに所有者(使用者が登録されている場合は、所有者及び使用者)として販売業者が登録されている中古商品自動車であること。
なお、道路運送車両法第7条により新規登録(中古新規を含む。)された自動車は中古商品自動車に該当しませんので、除外してください。
- 2 減免申請をするときには、次の書類が必要です。
 - (1) 自動車税減免申請書(中古商品自動車)
* 減免申請書を財団法人日本自動車査定協会ホームページよりダウンロードして作成された方は、ワークシートを保存したフロッピディスクもご提出ください。迅速な処理を目指しておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
 - (2) 財団法人 日本自動車査定協会が発行する「商品中古自動車証明書」
(財)日本自動車査定協会への申請期限は、平成20年度は平成20年4月1日(火)~平成20年4月30日(水)までです。期限厳守でご申請ください。
なお、郵送による申請は平成20年4月25日(金)必着です。
 - (3) 古物商許可証の写
 - (4) 減免申請書に記載した自動車に関する平成20年度自動車税納税通知書の写(ただし、紛失等の場合については運輸支局または自動車検査登録事務所の発行する平成20年4月1日現在の登録名義が明らかとなる登録事項等証明書)
- 3 減免額
自動車税(年税額)の12分の3に相当する額です。(減免申請書(控)の裏面を参照)
ただし、4月中の抹消は1ヶ月相当額、5月中の抹消は2ヶ月相当額、6月中の抹消は3ヶ月相当額です。
- 4 減免申請書の提出場所
東京都都税総合事務センターへ提出してください。
〒171-8509 東京都豊島区西池袋1-17-1 東京都都税総合事務センター調査係
- 5 その他・留意事項
例年、減免申請された自動車で賦課期日(平成20年4月1日)より前に売却等され、変更登録(名義変更)されているものが見受けられます。このような自動車は、減免対象となりませんので、申請にあたっては十分ご注意ください。
- 6 問い合わせ先
ご不明な点がございましたら、東京都都税総合事務センター調査係(03-5985-7814)にお尋ねください。